



事業承継の準備は出来ていますか？ 後継者候補は決まっていますか？

◆廃業・休業を考える前にぜひご相談を！

あなたの会社、承継されるかもしれません。

◆事業承継計画書を作いませんか!?

専門家がお手伝いいたします。

◆特例承継計画の提出期限は法人版が令和9年9月30日、 個人版が令和10年9月30日です(※)。

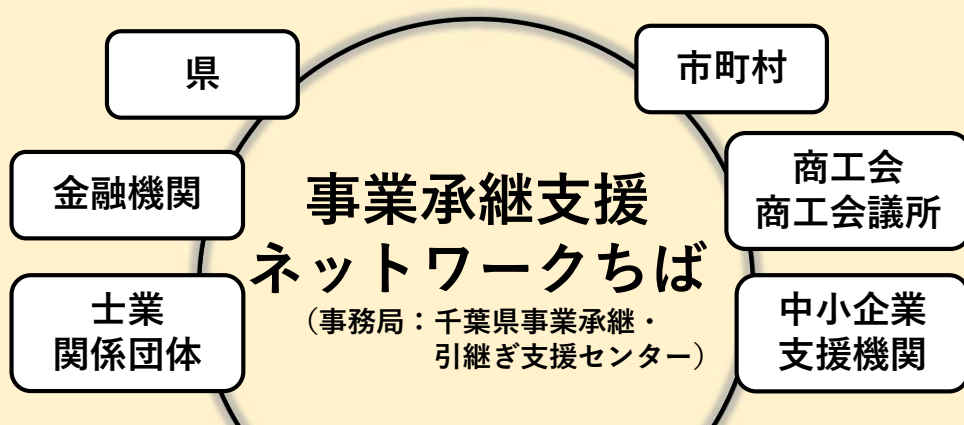
自社株式の贈与・相続には税金がかかりますが、県に特例承継計画を提出して一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予や免除が受けられます。

※提出期限が令和8年3月31日から延長されました。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県事業承継ワンストップ相談窓口相談を



「事業承継支援ネットワークちば」は、県内中小企業の皆様の円滑な事業承継のため、県・市町村、商工団体、金融機関、その他中小企業支援機関など106の機関が協力して支援するネットワークです。
千葉県事業承継・引継ぎ支援センター（ネットワーク事務局、千葉商工会議所内）がワンストップ相談窓口となり、常駐する専門相談員が無料で相談をお受けしています。

どんな小さなことでも結構ですので、**まずはお気軽にご相談ください！（秘密順守、相談無料）**

☎ 043-305-5272
月～金（祝日を除く）9:00～17:00

【相談窓口】経済産業省関東経済産業局 委託事業
千葉県（受託機関：千葉商工会議所）



事業承継・引継ぎ支援センター



今なら、県の事業承継助成制度が利用できます。

例) 株価算定料
100万円

助成率1/2, 助成限度額50万円

→ 50万円に！

負担額50%減

助成金
(県)

後継者探し
(スモール
M&A)

補助金
(国)

事業承継
税制

・ 事業承継を目的に使える県の助成金があります。
(助成率1/2以内, 助成限度額50万円)

- 株価など企業価値の算定委託料
- M&Aの仲介委託料、着手金、登録料
- 後継者の育成のためのセミナー等受講料
- 事業承継計画の策定委託料

・ 事業承継時に使える国の補助金もあります。

- 事業承継・M & A 補助金
 - 【事業承継促進枠】 補助率：1/2・2/3
 - 【専門家活用枠】 補助率：1/3・1/2、2/3
 - 【PMI推進枠】 補助率：1/2・2/3
 - 【廃業・再チャレンジ枠】 補助率：1/2・2/3

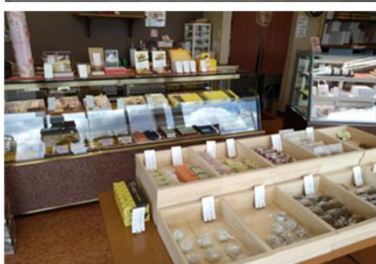
・ 非上場会社の自社株式を後継者に贈与・相続する場合、一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの成約事例



譲渡先: 有限会社亀や和草 様

譲受先: 中川 渡 様



亀や和草は南房総市の老舗和菓子店で、マスメディアに取り上げられることも多く、長らく地域で愛されてきたが、経営者の高齢化と後継者不在のため、当センターに事業譲渡の相談を申し込んだ。

当センターでは全国のセンター登録データやM&Aプラットフォームを活用して譲受先をご案内し、ご希望に合った東京の会社経営者：中川渡様と事業譲渡契約を締結するに至った。

譲渡側はご希望通りお客様や銀行借入、従業員の雇用を引継ぐことができ、譲受側も魅力と可能性を感じた事業を取得して社員を南房総市に移住させた。双方にとって有意義なM&Aが成立した。

M & Aの意義

- ①譲渡側：地域の食文化を守り、経営者のご希望通り生活の安定を図ることができた。
- ②譲受側：魅力的な経営資源を引継ぐことで県内に事業進出することが可能になった。